

- 平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
- 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
 - 3 縦覧に供する書類の名称
下深田地区土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
-

熊本県公告第882号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成14年11月28日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成14年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
 - 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
 - 3 縦覧に供する書類の名称
共和地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の玉名市土地改良区定款の写し
-

熊本県公告第883号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成14年11月28日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成14年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
 - 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
 - 3 縦覧に供する書類の名称
烏帽子地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の玉名市土地改良区定款の写し
-

熊本県公告第884号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成14年11月28日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成14年12月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧期間
平成14年12月9日から平成15年1月14日まで
 - 2 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所
 - 3 縦覧に供する書類の名称
大倉地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
変更後の玉名市土地改良区定款の写し
-

熊本県公告第885号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から、土地改良事業施行認可の申請があったので審査し、平成14年11月28日付けで施行を適当と決定したから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。